

新潟県青年の家管理規則を廃止する規則をここに公布する。

平成31年 3月29日

新潟県教育委員会

教育長 池 田 幸 博

新潟県教育委員会規則第5号

新潟県青年の家管理規則を廃止する規則

新潟県青年の家管理規則（昭和45年新潟県教育委員会規則第5号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。